7　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十五条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百六十八条関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十三号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	**第六条の三**　規程別表第一及び別表第二（第四号様式、第五号様式及び第七号様式を除く。）の備考に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて各庁の長が定めるものは、認印又は押印をすべき者の氏名に係る情報を入力する措置とする。 2　前項の措置を行う場合には、認印若しくは押印をすべき者又はこれらの者から委任を受けた者が、前条の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を電子計算機に入力しなければならない。
（部隊出動の旅費） **第十九条**　職員が警備実施、警衛、警護、犯罪捜査等のために部隊として旅行する場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。この場合において、当該職員が第十六条第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員又は警察学校において新任者として教育訓練中の職員であるときは、その学校又は研修所等を在勤官署とみなす。 一　［略］ 二　当該旅行が在勤地外の旅行である場合には、二級の日当のほか、鉄道賃についてはその乗車に要する運賃、急行料金及び座席指定料金、船賃については下級の運賃（等級の区分がない場合は、その乗船に要する運賃）及び座席指定料金、車賃については法第十九条第一項に規定する車賃、食卓料については法別表第一の二級以下の職務にある者について定められた額の食卓料 ［三・四　略］ 2　［略］	（部隊出動の旅費） **第十九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　当該旅行が在勤地外の旅行である場合には、二級の日当のほか、鉄道賃についてはその乗車に要する運賃、急行料金及び座席指定料金、船賃については下級の運賃（等級の区分がない場合は、その乗船に要する運賃）及び座席指定料金、車賃については法第十九条第一項に規定する車賃 ［三・四　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	9　附則第七項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百二十五条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。 **別表第一**（第百七十八条関係） ［同上］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の警察庁旅費取扱規則第十九条第一項の規定は、この府令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。